

青少年育成青森県民会議規約

(名 称)

第1条 この会議は、青少年育成青森県民会議という。

(事 務 所)

第2条 この会議の事務所は、青森市内におく。

(目 的)

第3条 この会議は、青少年問題の重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、政府及び県の施策ならびに青少年育成国民会議の提唱する国民運動と呼応して、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前項の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動
- (2) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- (3) 勤労青少年の教育・福祉対策を進めその生活条件等の改善を促進するための諸活動
- (4) 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (5) 健全育成施設の整備を促進するための諸活動
- (6) 家庭教育、学校教育、社会教育等の緊密な連携を図るための諸活動
- (7) 家庭の健全化を図る諸活動
- (8) 青少年の非行防止のための諸活動
- (9) 社会環境の浄化を図るための諸活動
- (10) その他この会議の目的を達成するための諸活動

(会 員)

第5条 この会議の会員は次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 この会議の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 特別会員 この会議の事業を援助する個人及び団体
- 2 この会員の会費等については別に定める。

(正会員の入退会)

第6条 この会議の正会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、委員会の承諾を得なければならない。

- 2 この会議を退会しようとする正会員は、理由を付して会長に退会届を提出しなければならない。
- 3 正会員が会費を引続き2年以上滞納した時は、退会したものと見なす。

(役員の種類及び職務)

第7条 この会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 委 員 若干名
- (4) 監 事 2名

- 2 会長は、この会議の事務を総理し、この会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ指名し順序によってその職務を代行する。
- 4 委員は、第13条に定めるところによりその職務を行なう。
- 5 監事は、会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員を選任)

第8条 会長、副会長及び監事は総会において選任する。

- 2 委員は会員の中から会長が委嘱する。

(役員任期等)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門指導員)

第10条 この会議に専門指導員をおくことができる。

- 2 専門指導員は、委員会に諮って会長が委嘱する。

(顧問及び参与)

第11条 この会議に顧問並びに参与をおくことができる。

- 2 顧問ならびに参与は、委員会に諮って会長が委嘱する。

(機 関)

第12条 この会議に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 委員会

(総 会)

第13条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は毎年1回以上、会長が招集して開き、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の変更に関する事項
- (4) その他総会が必要と認める事項

(委 員 会)

第14条 委員会は、会長、副会長及び委員を持って構成する。

- 2 委員会は、毎年1回以上会長が招集して開き、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び収支予算の一部変更
- (3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 規約細則の制定に関する事項
- (5) 会員団体が実施する事業の連絡調整に関する事項
- (6) その他事業の運営上会長が必要と認める事項

(専門部会)

- 第15条 この会議は、必要の都度、専門部会を設けることができる。
- 2 専門部会は、会長から付託された事項について、調査、審議するものとする。
 - 3 専門部会は、部員をもって構成し、会員の中から会長がこれを委嘱する。
 - 4 専門部会に部会長を置き、部員の中から会長が指名する。
 - 5 専門部会は、部会長が招集する。

(議長)

- 第16条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選任する。
- 2 委員会の議長は、会長がこれにあたる。
 - 3 専門部会の議長は、部会長がこれにあたる。

(議決)

- 第17条 総会、委員会の議決及び決定は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

- 第18条 この会議の日常の事務を処理するため事務局をおく。
- 2 事務局の職員は会長が委嘱する。

(経費)

- 第19条 この会議の事業に要する経費は、必要に応じ、会費、賛助金、寄付金、助成金をもってあてる。

(会計年度)

- 第20条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(暫定予算)

- 第21条 第13条第2項の規定により、当該年度の収支予算について、総会の議決を得るまでの間は、委員会の議決により暫定予算を定めることができる。
- 2 前項の暫定予算は、当該年度の収支予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出は、当該年度の収支予算に基づく支出とみなす。

(補足)

- 第22条 この規約の施行について必要な事項は別に定める。

(附則)

- 第23条 この規約は昭和41年11月28日から施行する。
- 2 この改正規約は昭和42年8月24日から施行する。
 - 3 この改正規約は昭和48年6月11日から施行する。
 - 4 この改正規約は昭和50年5月26日から施行する。
 - 5 この改正規約は昭和59年5月28日から施行する。
 - 6 この改正規約は平成3年4月1日から施行する。
 - 7 この改正規約は平成15年5月23日から施行する。
 - 8 この改正規約は平成19年5月31日から施行する。

